

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 新旧対照条文

(新旧対象条文一覧)

(本則)

○特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)	(第一条関係)	1
○実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十七号)	(第二条関係)	12
○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十七号)	(第三条関係)	16
○特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)	(第四条関係)	17
○特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)	(第五条関係)	30
○実用新案登録令(昭和三十五年政令第四十号)	(第六条関係)	40
○意匠登録令(昭和三十五年政令第四十一号)	(第七条関係)	44
○商標登録令(昭和三十五年政令第四十二号)	(第八条関係)	47
○特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令(昭和五十三年政令第二百九十一号)	(第九条関係)	51
○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(平成五年政令第三百三十二号)	(第十条関係)	53
○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成五年政令第三百三十三号)	(第十一条関係)	55
○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(平成十年政令第二百六十五号)	(第十二条関係)	56
○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令(平成十一年政令第二百五十八号)	(第十三条関係)	57
○産業技術力強化法施行令(平成十二年政令第二百六号)	(第十四条関係)	58
○弁理士法施行令(平成十二年政令第三百八十四号)	(第十五条関係)	86
○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行令(平成十八年政令第二百二十二号)	(第十六条関係)	88
○租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)	(第十九条関係)	91
○登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第四百十六号)	(第二十条関係)	93

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)

○特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)(第一条関係)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 在外者の手続の特例(第一条・第二条)</p> <p>第二章 特許権の存続期間の延長登録(第三条―第十一条)</p> <p>第三章 審査官、審判官及び審判書記官の資格(第十二条―第十三条の二)</p> <p>第四章 工業所有権審議会(第十三条の三)</p> <p>第五章 主張の制限に係る審決(第十三条の四)</p> <p>第六章 特許料の減免等(第十四条―第十六条)</p> <p>第七章 決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例(第十七条)</p> <p>附則</p> <p>第五章 主張の制限に係る審決</p> <p>第十三条の四 特許法第四百四条の四第三号の政令で定める審決は、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に定める審決とする。</p> <p>一 特許法第四百四条の四に規定する訴訟の確定した終局判決が</p>	<p>目次</p> <p>第一章 在外者の手続の特例(第一条・第二条)</p> <p>第二章 特許権の存続期間の延長登録(第三条―第十一条)</p> <p>第三章 審査官、審判官及び審判書記官の資格(第十二条―第十三条の二)</p> <p>第四章 工業所有権審議会(第十三条の三)</p> <p>第五章 特許料の減免等(第十四条―第十六条)</p> <p>第六章 決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例(第十七条)</p> <p>第七章 証明等の制限等(第十八条・第十九条)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p>

当該特許権者、専用実施権者又は補償金の支払の請求をした者の勝訴の判決である場合 当該訴訟において立証された事実以外の事実を根拠として当該特許が特許無効審判により無効にされないようにするためのものである審決

二 特許法第百四条の四に規定する訴訟の確定した終局判決が当該特許権者、専用実施権者又は補償金の支払の請求をした者の敗訴の判決である場合 当該訴訟において立証された事実を根拠として当該特許が特許無効審判により無効にされないようにするためのものである審決

第六章 特許料の減免等（第十四条―第十六条）

（資力を考慮して定める要件）

第十四条 特許法第百九条の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 個人にあつては、次条の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当すること。

イ （略）

ロ 市町村民税（特別区民税を含む。）が課されていないことと（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと）。

ハ （略）

第五章 特許料の減免等（第十四条―第十六条）

（資力に乏しい者）

第十四条 特許法第百九条の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 特許法第百九条第一号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当すること。

イ （略）

ロ 市町村民税（特別区民税を含む。）次条第二項第二号において同じ。）が課されていないこと（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと）。

ハ （略）

二 その事業に対する事業税が課されていないこと（非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。）。

ホ その事業を開始した日以後十年を経過していないこと。

二 法人にあつては、次条の申請書を提出する日において、次のいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 法人税が課されていないこと（所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得がないこと。）又はその設立の日以後十年を経過していないこと。

ハ (略)

(減免又は猶予の申請)

第十五条 特許法第百九条の規定による特許料の軽減若しくは免

(新設)

(新設)

二 特許法第百九条第二号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、イからハまで（個人にあつてはロ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）又は連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していないものにあつてはイ及びハ）のいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 法人税（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者（次条第三項第二号において「居住者」という。）にあつては、事業税）が課されていないこと（非居住者にあつては経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと、所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人（次条第三項において「外国法人」という。）にあつては経済産業省令で定めるところにより算定した所得がないこと。）。

ハ (略)

(減免又は猶予の申請)

第十五条 特許法第百九条の規定による特許料の軽減若しくは免

除又はその納付の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを証する書面として経済産業省令で定めるものを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該特許出願の番号又は当該特許番号

(削る)

三 (略)

(削る)

除又はその納付の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該特許出願の番号

三 特許法第九條第一号に掲げる者又は同條第二号に掲げる者の別

四 (略)

2| 特許法第九條第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。

一 前条第一号イに該当することを理由とする場合 同号イに該当することを証明する書面

二 前条第一号ロに該当することを理由とする場合 市町村民税に係る納税証明書その他同号ロに該当することを証明する書面 (非居住者にあつては、経済産業省令で定める書面)

三 前条第一号ハに該当することを理由とする場合 所得税に係る納税証明書その他同号ハに該当することを証明する書面 (非居住者にあつては、経済産業省令で定める書面)

3| 特許法第九條第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面その他経済産業省令で定める書面 (個人にあつては第二号から第四号までに掲げる書面) を添付しなければならない。

一 定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照表 (資本金又は出資を有しない法人にあつては前事業年度末

(特許料の減免)

第十六条 特許庁長官は、第十四条第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料については免除し、同項の規定による第四年から第十年までの各年分の特許料についてはその金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

2 特許庁長官は、第十四条第一号ハ、ニ若しくはホに掲げる要件に該当する者(同号イ又はロに掲げる要件に該当する者を除く。)又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第七十七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

の貸借対照表、外国法人にあつては経済産業省令で定める書面)

二 法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額を証する書面(居住者にあつては事業税として納付した税額を証する書面、非居住者又は外国法人にあつては経済産業省令で定める書面)

三 申請に係る発明が特許法第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であることを証明する書面

四 申請に係る発明についてあらかじめ特許法第三十五条第一項の使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定めを写し

(特許料の免除又は猶予)

第十五条の二 特許庁長官は、第十四条第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を免除することができる。

2 特許庁長官は、第十四条第一号ハに掲げる要件に該当する者(同号イ又はロに掲げる要件に該当する者を除く。)又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、特許法第七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の納付を猶予することができる。

(削る)

第七章 決定により特許出願とみなされる国際出願に係る

特例(第十七条)

第十七条 特許法第八十四条の二十第六項の規定による技術的
読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える特許法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第八十四条の十二第一項、第八十四条の十二の二	日本語特許出願については第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第八十四条の四第一項又は第四項及び第八	第八十四条の二十第四項に規定する決定の後

(猶予の期間)

第十六条 前条第二項の規定により特許料の納付を猶予することが
できる期間は、特許料を納付すべき期間の経過の日から三年
以内とする。

第六章 決定により特許出願とみなされる国際出願に係る

特例(第十七条)

第十七条 特許法第八十四条の二十第六項の規定による技術的
読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える特許法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第八十四条の十二第一項	日本語特許出願については第八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第八十四条の四第一項及び第八十四条の五	第八十四条の二十第四項に規定する決定の後

	<p>第百八十四条 の十四</p>	<p>第百八十四条 の十七</p>
<p>十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を經過した後</p>	<p>国内処理基準時の属する日後</p>	<p>日本語特許出願にあつては第百八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第百八十四条の四第一項又は第四項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後</p>
<p>国内書面提出期間（第百八十四条の四第一項ただし書の外国語特許</p>		

	<p>第百八十四条 の十四</p>	<p>第百八十四条 の十七</p>
<p>第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を經過した後</p>	<p>国内処理基準時の属する日後</p>	<p>日本語特許出願にあつては第百八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後</p>
<p>国内書面提出期間（第百八十四条の四第一項ただし書の外国語特許</p>		

	(略)	<p>出願にあつては、翻訳文提出特例期間)の経過後</p>	<p>第百八十四条の十五第四項</p>	<p>と、「<u>について出願公開</u>」とあるのは「<u>について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開</u>」と</p>	<p>第百八十四条の四第六項若しくは</p>	<p>第百八十四条の四第一項若しくは</p>
				<p>と</p>	<p>第百八十四条の二十第四項に規定する決定の時若しくは</p>	<p>第百八十四条の二十第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日若しくは</p>

(削る)

	(略)	<p>出願にあつては、翻訳文提出特例期間)の経過後</p>	<p>第百八十四条の十五第四項</p>	<p>と、「<u>について出願公開</u>」とあるのは「<u>について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開</u>」と</p>	<p>第百八十四条の四第四項若しくは</p>	<p>第百八十四条の四第一項若しくは</p>
				<p>と</p>	<p>第百八十四条の二十第四項に規定する決定の時若しくは</p>	<p>第百八十四条の二十第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日若しくは</p>

第七章 証明等の制限等

(開示することにより通常実施権者等の利益を害するおそれがある情報)

第十八条 特許法第八十六条第三項本文に規定する通常実施権に係る情報であつて、開示することにより、特許権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 通常実施権者及び通常実施権を有していた者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 通常実施権の範囲(通常実施権を有していた者に係るものを含む。)
 - 三 特許法第三十四条の三第二項又は第三項の規定により許諾されたものとみなされた通常実施権についての仮通常実施権を有していた者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 四 特許法第三十四条の三第二項又は第三項の規定により許諾されたものとみなされた通常実施権についての仮通常実施権の範囲
- 2 | 特許法第八十六条第三項本文に規定する仮通常実施権に係る情報であつて、開示することにより、特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものは、次のとおりとする。
- 一 仮通常実施権者及び仮通常実施権を有していた者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 仮通常実施権の範囲(仮通常実施権を有していた者に係るものを含む。)

(証明等の制限の例外となる場合として通常実施権等について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求した場合)

第十九条 特許法第八十六条第三項ただし書に規定する通常実施権について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求した場合として政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 特許権者、特許権を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は特許権を目的とする質権その他の担保権を取得した者が、当該特許権についての通常実施権又は当該特許権についての専用実施権についての通常実施権に係る前条第一項各号に掲げる情報について請求した場合

二 専用実施権者、専用実施権を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は専用実施権を目的とする質権その他の担保権を取得した者が、当該専用実施権についての通常実施権に係る前条第一項各号に掲げる情報について請求した場合

三 通常実施権者、通常実施権を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は通常実施権を目的とする質権その他の担保権を取得した者が、当該通常実施権に係る前条第一項各号に掲げる情報について請求した場合

四 前三号に規定する者の財産の管理及び処分をする権利を有する者が、それぞれ前三号に規定する情報について請求した場合

2| 特許法第八十六条第三項ただし書に規定する仮通常実施権について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について

請求した場合として政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 特許を受ける権利を有する者、特許を受ける権利を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は特許を受ける権利を目的とする担保権を取得した者が、当該特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮通常実施権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権に係る前条第二項各号に掲げる情報について請求した場合

二 仮専用実施権者、仮専用実施権を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は仮専用実施権を目的とする担保権を取得した者が、当該仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権に係る前条第二項各号に掲げる情報について請求した場合

三 仮通常実施権者、仮通常実施権を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は仮通常実施権を目的とする担保権を取得した者が、当該仮通常実施権に係る前条第二項各号に掲げる情報について請求した場合

四 前三号に規定する者の財産の管理及び処分をする権利を有する者が、それぞれ前三号に規定する情報について請求した場合

改正案

		<p>（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願に係る特例）</p> <p>第二条 法第四十八条の十六第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第四十八条の四第六項</p>	<p>第四十八条の十六第四</p>	<p>と、「出願公開」とあとの「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と</p>	<p>並びに第九条第二項の規定は</p>	<p>の規定は</p>		

現行

		<p>（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願に係る特例）</p> <p>第二条 法第四十八条の十六第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第四十八条の四第四項</p>	<p>第四十八条の十六第四</p>	<p>と、「出願公開」とあとの「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と</p>	<p>及び第九条第二項の規定は</p>	<p>の規定は</p>		

特許法第百八十四条の十二第一項	(略)	法第四十八条の十三	第四十八条の四第六項に規定する国内処理基準時を経過した後	法第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内(同条第六項に規定する国内処理の請求をした場合にあっては、その国内処理の請求の時まで)	第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内(同条第六項に規定する国内処理の請求をした場合にあっては、その国内処理の請求の時まで)	若しくは 第四十八条の四第一項若しくは	若しくは 項に規定する決定の時若しくは
		法第四十八条の十三	第四十八条の四第六項に規定する国内処理基準時を経過した後	第四十八条の四第六項に規定する決定の日から経済産業省令で定める期間内	第四十八条の四第六項に規定する決定の日から経済産業省令で定める期間内	第四十八条の四第一項に規定する国際出願日となったものと認められる日若しくは	第四十八条の四第六項に規定する決定の日
日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九	実用新案法第四十八条の十六第四項に規定する決定の後						

特許法第百八十四条の十二第一項	(略)	法第四十八条の十三	第四十八条の四第四項に規定する国内処理基準時を経過した後	法第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内(同条第四項に規定する国内処理の請求をした場合にあっては、その国内処理の請求の時まで)	第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内(同条第四項に規定する国内処理の請求をした場合にあっては、その国内処理の請求の時まで)	若しくは 第四十八条の四第一項若しくは	若しくは 項に規定する決定の時若しくは
		法第四十八条の十三	第四十八条の四第四項に規定する国内処理基準時を経過した後	第四十八条の四第四項に規定する決定の日から経済産業省令で定める期間内	第四十八条の四第四項に規定する決定の日から経済産業省令で定める期間内	第四十八条の四第一項に規定する国際出願日となったものと認められる日若しくは	第四十八条の四第四項に規定する決定の日
日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九	実用新案法第四十八条の十六第四項に規定する決定の後						

<p>特許法第百八十四条の十四</p>	<p>国内処理基準時の属する日後</p>	<p>十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語の特許出願については第百八十四条の四第一項又は第四項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後</p>
---------------------	----------------------	--

(特許法施行令の準用)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 特許法施行令第十三条の四(主張の制限に係る審決)の規定は、実用新案権又は専用実施権の侵害に準用する。この場合において、同条中「定める審決」とあるのは「定める訂正」と、同条各号中「審決」とあるのは「実用新案法第十四条の二第一

<p>特許法第百八十四条の十四</p>	<p>国内処理基準時の属する日後</p>	<p>十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語の特許出願については第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後</p>
---------------------	----------------------	---

(特許法施行令の準用)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 特許法施行令第十八条第一項第一号及び第二号(開示することにより通常実施権者等の利益を害するおそれがある情報)並びに第十九条第一項(証明等の制限の例外となる場合として通常実施権等について利害関係を有する者が利害関係を有する部

項又は第七項の訂正」と読み替えるものとする。

分[°]について請求した場合)の規定は、実用新案登録に準用する

○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）（第三条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>154 (略)</p> <p>5 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第 号）第 一条の規定による改正後の特許法施行令第十三条の四（主張の制限に係る審決）の規定は、実用新案法第十三条の三第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。</p>	<p>154 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正案

（特許法関係手数料）		
第一条 特許法第九十五条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。		
一	納付しなければならない者	金額
三	（略）	（略）
四	特許法第八十六条第一項の規定により証明を請求する者	一件につき千四百円（工業所有権に関する手続の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して証明を請求する者（以下「電子証明請求者」という。）にあつては、千 百円）

現行

（特許法関係手数料）		
第一条 特許法第九十五条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。		
一	納付しなければならない者	金額
三	（略）	（略）
四	特許法第八十六条第一項の規定により証明を請求する者	一件につき千四百円（特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては千五百五十 円、工業所有権に関する手続の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して証明を請求する者（以

六	五	
<p>特許法第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者</p>	<p>イ 特許原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者</p> <p>ロ 特許原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者</p>	<p>特許法第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者</p>
	<p>一件につき千四百円</p> <p>一件につき三百五十円</p>	

六	五	
<p>特許法第八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者</p>	<p>イ 特許原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者</p> <p>ロ 特許原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者</p>	<p>特許法第八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者</p>
	<p>一件につき千四百円（特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合にあつては、六百二十円）</p> <p>一件につき三百五十円（特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合にあつては、六百二十円）</p>	<p>下「電子証明請求者」という。）にあつては千百円）</p>

<p>イ 特許原簿の閲覧又は謄写を請求する者</p> <p>ロ 特許原簿以外の書類の閲覧又は謄写を請求する者</p>	<p>七 特許法第八十六条第一項の規定により特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者</p>
<p>一件につき三百円</p> <p>一件につき千五百円</p>	<p>一件につき千五百円（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して書類の交付を請求する者（以下「電子書類交付請求者」という。）にあつては、八百円）</p>

<p>イ 特許原簿の閲覧又は謄写を請求する者</p> <p>ロ 特許原簿以外の書類の閲覧又は謄写を請求する者</p>	<p>七 特許法第八十六条第一項の規定により特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者</p>
<p>一件につき三百円（特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、六百円）</p> <p>一件につき千五百円（特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、千七百五十円）</p>	<p>一件につき千五百円（特許法第八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては千四百円、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して書類の交付を請求する者（以下「電子書類交付請求者」という。）にあつては</p>

2 特許法第九十五条第二項（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む。）の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

三 明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求をする者	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額	一〇十二 (略)	納付しなければならない者	金額
		三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 百	金額	

3・4 (略)

(資力を考慮して定める要件)
 第一条の二 特許法第九十五条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。

2 特許法第九十五条第二項（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む。）の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

三 明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求をする者（その訂正の請求をすることにより、特許法第三十四条の三第四項の規定に基づき訂正審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く。）	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額	一〇十二 (略)	納付しなければならない者	金額
		三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 百	金額	

3・4 (略)

(資力に乏しい者)
 第一条の二 特許法第九十五条の二の政令で定める要件は、次のとおりとする。

八百円

一 個人にあつては、次条の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 市町村民税（特別区民税を含む。）が課されていないこと（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。）。

ハ (略)

ニ その事業に対する事業税が課されていないこと（非居住者にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。）。

ホ その事業を開始した日以後十年を経過していないこと。

二 法人にあつては、次条の申請書を提出する日において、次のいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 法人税が課されていないこと（所得税法第二条第一項第

一 特許法第九十五条の二第一号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、次のいずれかに該当すること。

イ (略)

ロ 市町村民税（特別区民税を含む。）次条第二項第二号において同じ。）が課されていないこと（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと。）。

ハ (略)

(新設)

(新設)

二 特許法第九十五条の二第二号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、イからハまで（個人にあつてはロ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）又は連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していないものにあつてはイ及びハ）のいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 法人税（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者

七号に規定する外国法人にあつては、経済産業省令で定めるところにより算定した所得がないこと。）又はその設立の日以後十年を経過していないこと。

ハ (略)

(減免の申請)

第一条の三 特許法第九十五条の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを証する書面として経済産業省令で定めるものを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

(削る)

三 (略)

(削る)

(次条第三項第二号において「居住者」という。)にあつては、事業税が課されていないこと(非居住者にあつては経済産業省令で定めるところにより算定した所得の合計額が経済産業省令で定める額に満たないこと、所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人(次条第三項において「外国法人」という。)にあつては経済産業省令で定めるところにより算定した所得がないこと。)

ハ (略)

(減免の申請)

第一条の三 特許法第九十五条の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 特許法第九十五条の二第一号に掲げる者又は同条第二号に掲げる者の別

四 (略)

2 特許法第九十五条の二第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。

一 前条第一号イに該当することを理由とする場合 同号イに該当することを証明する書面

二 前条第一号ロに該当することを理由とする場合 市町村民税に係る納税証明書その他同号ロに該当することを証明する

(削る)

(出願審査の請求の手数料の減免)

第一条の四 特許庁長官は、第一条の二第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者が出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、第一条第二項の表第六号の規定に

書面（非居住者にあつては、経済産業省令で定める書面）

三 前条第一号ハに該当することを理由とする場合 所得税に係る納税証明書その他同号ハに該当することを証明する書面（非居住者にあつては、経済産業省令で定める書面）

3 特許法第九十五条の二第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面その他経済産業省令で定める書面（個人にあつては第二号から第四号までに掲げる書面）を添付しなければならない。

一 定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照表（資本金又は出資を有しない法人にあつては前事業年度末の貸借対照表、外国法人にあつては経済産業省令で定める書面）

二 法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額を証する書面（居住者にあつては事業税として納付した税額を証する書面、非居住者又は外国法人にあつては経済産業省令で定める書面）

三 申請に係る発明が特許法第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であることを証明する書面

四 申請に係る発明についてあらかじめ特許法第三十五条第一項の使用等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定めを写し

(出願審査の請求の手数料の減免)

第一条の四 特許庁長官は、第一条の二第一号イ又はロに掲げる要件に該当する者が出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、第一条第二項の表第六号の規定に

より計算される出願審査の請求の手数料を免除するものとする。

2 特許庁長官は、第一条の二第一号ハ、ニ若しくはホに掲げる要件に該当する者（同号イ又はロに掲げる要件に該当する者を除く。）又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（実用新案法関係手数料）

第二条 実用新案法第五十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

一	納付しなければならない者	金額
三	(略)	(略)
四	実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十六條第一項の規定により証明を請求する者	一件につき千四百円（電子証明請求者にあつては、千円）

より計算される出願審査の請求の手数料を免除することができる。

2 特許庁長官は、第一条の二第一号ハに掲げる要件に該当する者（同号イ又はロに掲げる要件に該当する者を除く。）又は同条第二号に掲げる要件に該当する者が出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請求の金額の二分の一に相当する額を軽減することができる。

（実用新案法関係手数料）

第二条 実用新案法第五十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

一	納付しなければならない者	金額
三	(略)	(略)
四	実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十六條第一項の規定により証明を請求する者	一件につき千四百円（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第八十六條第三項ただし書に規定する場合に

	五 実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十六條第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	
	イ 実用新案原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者 ロ 実用新案原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき三百五十円 一件につき千四百円

	五 実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十六條第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	該当する場合にあつては千五百五十円、電子証明請求者にあつては千(百円)
	イ 実用新案原簿の謄本又は抄本の交付を請求する者 ロ 実用新案原簿以外の書類の謄本又は抄本の交付を請求する者	一件につき三百五十円 (実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第八十六條第三項ただし書に規定する場合には、六百二十円)
		一件につき千四百円 (実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第八十六條第三項ただし書に規定する場合には、千四百円)

	<p>六 実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者</p> <p>イ 実用新案原簿の閲覧又は謄写を請求する者</p> <p>ロ 実用新案原簿以外の書類の閲覧又は謄写を請求する者</p>	
	<p>一件につき千五百円</p> <p>一件につき三百円</p>	

	<p>六 実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者</p> <p>イ 実用新案原簿の閲覧又は謄写を請求する者</p> <p>ロ 実用新案原簿以外の書類の閲覧又は謄写を請求する者</p>	<p>該当する場合にあつては、千六百五十円)</p> <p>一件につき三百円(実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、六百円)</p> <p>一件につき千五百円(実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する特許法第百八十六条第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては、千七百五十円)</p>
--	--	--

七 実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十六條第一項の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき千五百円（電子書類交付請求者にあつては、八百円）
--	-------------------------------

2・3 (略)

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料)
 第五條 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十條第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

一 (略)	納付しなければならない者	金額
二 (略)		
三 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二條第一項	一件につき八百円（電子閲覧請求者にあつて	

七 実用新案法第五十五条第一項において準用する特許法第八十六條第一項の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき千五百円（実用新案法第五十五条第一項において読み替へて準用する特許法第八十六條第三項ただし書に規定する場合に該当する場合にあつては千四百円、電子書類交付請求者にあつては八百円）
--	---

2・3 (略)

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料)
 第五條 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十條第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

一 (略)	納付しなければならない者	金額
二 (略)		
三 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二條第一項	一件につき八百円（工業所有権に関する手続	

<p>の規定により同項第二号に掲げる事項について閲覧を請求する者</p>	<p>四 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第二項の規定により書類の交付を請求する者</p>
<p>は、六百円)</p>	<p>一件につき千三百円(電子書類交付請求者にあつては、千円)</p>

<p>の規定により同項第二号に掲げる事項について閲覧を請求する者</p>	<p>四 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第二項の規定により書類の交付を請求する者</p>
<p>等の特例に関する法律第十二条第三項において準用する特許法第八十六条第三項ただし書(実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する場合に該当する場合にあつては千五百円、電子書類交付請求</p>	<p>一件につき千三百円(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第三項において準用する特許法第八十六条第三項ただし書(実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する場合に該当する場合にあつては千五百円、電子書類交付請求者にあつては六百円)</p>

2
・
3

(略)

2
・
3

(略)

者にあつては千円)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条の二）</p> <p>第二章 特許原簿及び閉鎖特許原簿（第九条―第十四条）</p> <p>第三章 登録の手續</p> <p>第一節 通則（第十五条―第四十二条）</p> <p>第二節 専用実施権に関する手續（第四十三条）</p> <p>第三節 仮専用実施権に関する手續（第四十四条・第四十五条）</p> <p>第四節 質権に関する手續（第四十六条―第四十九条）</p> <p>第五節 抹消に関する手續（第五十条―第五十五条の五）</p> <p>第六節 信託に関する手續（第五十六条―第六十九条）</p> <p>附則</p> <p>（仮登録）</p> <p>第二条 仮登録は、次に掲げる場合にするものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特許権若しくは専用実施権若しくはこれらの権利を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅に関して請求権を保全しようとするとき、又はその請求権が始期付き若しくは停止条件付きであるときその他将来において確定すべきもの</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条の二）</p> <p>第二章 特許原簿及び閉鎖特許原簿（第九条―第十四条）</p> <p>第三章 登録の手續</p> <p>第一節 通則（第十五条―第四十二条）</p> <p>第二節 特許権に関する手續（第四十三条）</p> <p>第三節 専用実施権及び通常実施権に関する手續（第四十四条・第四十五条）</p> <p>第四節 質権に関する手續（第四十六条―第四十九条）</p> <p>第五節 抹消に関する手續（第五十条―第五十五条の五）</p> <p>第六節 信託に関する手續（第五十六条―第七十条）</p> <p>附則</p> <p>（仮登録）</p> <p>第二条 仮登録は、次に掲げる場合にするものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特許権、専用実施権若しくは通常実施権若しくはこれらの権利を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅に関して請求権を保全しようとするとき、又はその請求権が始期付き若しくは停止条件付きであるときその他将来において確</p>

であるとき。

三 仮専用実施権の設定、移転、変更若しくは消滅に関して請求権を保全しようとするとき、又はその請求権が始期付き若しくは停止条件付きであるときその他将来において確定すべきものであるとき。

(予告登録)

第三条 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。

一 (略)

二 特許法第七十四条第一項の規定による請求に係る訴えが提起されたとき。

(削る)

三・四 (略)

(付記登録)

第四条 次に掲げる事項の登録は、付記によつてする。

一 (略)

二 仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正

三 第四十一条第一項に規定する登録の更正(登録名義人の表示の更正及び仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く。)

四・五 (略)

定すべきものであるとき。

三 仮通常実施権若しくは仮通常実施権の設定、移転、変更若しくは消滅に関して請求権を保全しようとするとき、又はその請求権が始期付き若しくは停止条件付きであるときその他将来において確定すべきものであるとき。

(予告登録)

第三条 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。

一 (略)

二 裁定又はその取消しの請求があつたとき。

三 裁定又はその取消しについて異議申立てがされ又は訴え(特許法第八十三条第一項の訴えを除く。)が提起されたとき。

四・五 (略)

(付記登録)

第四条 次に掲げる事項の登録は、付記によつてする。

一 (略)

二 仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正

三 第四十一条第一項に規定する登録の更正(登録名義人の表示の更正及び仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く。)

四・五 (略)

第五条 次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付した場合に限り、付記によつてする。

一 (略)

二 登録の更正（登録名義人の表示の更正、仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項に規定する登録の更正を除く。）

(閉鎖特許原簿)

第十二条 (略)

2 特許庁長官は、仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、経済産業省令で定めるところにより、特許仮実施権原簿における当該仮専用実施権に関する登録を閉鎖特許原簿に移さなければならない。

(職権による登録)

第十六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしなければならぬ。

一 三 (略)

(削る)

第五条 次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付した場合に限り、付記によつてする。

一 (略)

二 登録の更正（登録名義人の表示の更正、仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項に規定する登録の更正を除く。）

(閉鎖特許原簿)

第十二条 (略)

2 特許庁長官は、仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、経済産業省令で定めるところにより、特許仮実施権原簿における当該仮専用実施権又は仮通常実施権に関する登録を閉鎖特許原簿に移さなければならない。

(職権による登録)

第十六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でなければならぬ。

一 三 (略)

四 登録された仮通常実施権について特許法第三十四条の三第

四 混同による専用実施権、仮専用実施権又は質権の消滅

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第百条第三項の規定による取消しによる専用実施権の消滅

（削る）

六 （略）

（削る）

七 仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利について、特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による届出がされた場合における当該特許を受ける権利を有する者の変更

八 特許法第三十四条の二第六項の規定による仮専用実施権の消滅

九・十 （略）

第十七条 削除

二項又は第三項の規定により許諾されたものとみなされた通常実施権の設定

五 混同による専用実施権、通常実施権、仮専用実施権、仮通常実施権又は質権の消滅

六 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第百条第三項の規定による取消しによる専用実施権又は通常実施権の消滅

七 特許法第八十三条第二項若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の裁定による通常実施権の設定又はその裁定の取消しによる通常実施権の消滅

八 （略）

九 登録された仮通常実施権について特許法第三十四条の三第五項又は第六項の規定により許諾されたものとみなされた仮通常実施権の設定

十 仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利について、特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による届出がされた場合における当該特許を受ける権利を有する者の変更

十一 特許法第三十四条の二第六項の規定による仮専用実施権の消滅又は同法第三十四条の三第七項若しくは第八項の規定による仮通常実施権の消滅

十二・十三 （略）

（登録に関する命令）

第十七条 経済産業大臣は、特許法第九十三条第二項の規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定をし若しくはその裁定を取

り消したとき、又は裁定若しくはその取消しについて異議申立てがあつた場合において異議申立てが理由があるとす決定をしたときは、特許庁長官に対し、登録に関し相当の措置を採るべき旨を命じなければならない。

(予告登録の嘱託)

第二十五条 裁判所書記官は、第三条第一号又は第二号に掲げる訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を特許庁に嘱託するものとする。

第二十六条 削除

(職権による予告登録)

第二十七条 特許庁長官は、第三条第三号又は第四号に掲げる請求があつたときは、職権で予告登録をしなければならない。

(予告登録の嘱託)

第二十五条 裁判所書記官は、第三条第一号又は第三号に掲げる訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を特許庁に嘱託するものとする。

(予告登録の命令)

第二十六条 経済産業大臣は、特許法第九十三条第二項の請求若しくは同条第三項において準用する同法第九十条第一項の請求があつたとき、又は裁定若しくはその取消しについて異議申立てがあつたときは、命令書に請求書又は異議申立書の謄本又は抄本を添付して、予告登録を命令しなければならない。

(職権による予告登録)

第二十七条 特許庁長官は、特許法第八十三条第二項、第九十条第一項(同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。)(若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求があつたとき、裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとき、又は第三条第四号若しくは第五号に掲げる請求があつたときは、職権で予告登録をしなければならない。

(申請書)

第二十八条 申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人が記名し、印を押さなければならぬ。

一 特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）

二～六 (略)

(却下)

第三十八条 特許庁長官は、次に掲げる場合は、登録の申請を却下しなければならない。

一・二 (略)

三 申請書に記載した特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）又は登録の目的である権利の表示が特許原簿と符合しないとき。

四・五 (略)

六 第三十五条第二号に規定する場合を除き、仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願について特許仮実施権原簿がない場合において、特例法の規定により当該特許出願に係る特許出願人の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあっては、当該仮専用実施権の設定の登録の申請書に記載した特許を受ける権利を有する者の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所が当該ファイルの記録と符合しないとき。

(申請書)

第二十八条 申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人が記名し、印を押さなければならぬ。

一 特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）

二～六 (略)

(却下)

第三十八条 特許庁長官は、次に掲げる場合は、登録の申請を却下しなければならない。

一・二 (略)

三 申請書に記載した特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）又は登録の目的である権利の表示が特許原簿と符合しないとき。

四・五 (略)

六 第三十五条第二号に規定する場合を除き、仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願について特許仮実施権原簿がない場合において、特例法の規定により当該特許出願に係る特許出願人の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所が特例法第三条第二項に規定するファイルに記録されている場合にあっては、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の設定の登録の申請書に記載した特許を受ける権利を有する者の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所が当該ファイルの記録と符合しないとき。

七〇九 (略)
2 (略)

(削る)

(削る)

第二節 専用実施権に関する手続

第四十三条 (略)

(削る)

七〇九 (略)
2 (略)

第二節 特許権に関する手続

第四十三条 特許権について次に掲げる事項の登録を申請する場合において、その特許権に特許法第九十二条第三項又は第四項の裁定による通常実施権があるときは、同時にその通常実施権についても、同一の事項の登録を申請しなければならない。

一 移転又は信託による特許権についての変更

二 登録名義人の表示の変更又は更正

第三節 専用実施権及び通常実施権に関する手続

(専用実施権の設定等の登録の申請)
第四十四条 (略)

(通常実施権の設定等の登録の申請)

第四十五条 通常実施権の設定の登録を申請するときは、申請書に設定すべき通常実施権の範囲を記載しなければならない。

2 通常実施権の保存又は移転の登録を申請するときは、申請書に保存又は移転すべき通常実施権の範囲を記載しなければならない。

3 前条第三項の規定は、特許発明の実施の事業とともに通常実施権を移転する場合に準用する。

第三節 仮専用実施権に関する手続

(仮専用実施権の設定等の登録の申請)

第四十四条 (略)

(削る)

(特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正の登録の申請)

第四十五条 仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正の登録は、当該特許を受ける権利を有する者だけで申請することができる。

(予告登録の抹消)

第五十四条 第一審裁判所の裁判所書記官は、第三条第一号若し

第三節の二 仮専用実施権及び仮通常実施権に関する手続

(仮専用実施権の設定等の登録の申請)

第四十五条の二 (略)

(仮通常実施権の設定等の登録の申請)

第四十五条の三 仮通常実施権の設定の登録を申請するときは、

申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 設定すべき仮通常実施権の範囲

二 特許法第三十四条の三第五項ただし書又は第六項ただし書

に規定する別段の定めがある場合においては、その旨

2 仮通常実施権の移転の登録を申請するときは、申請書に移転

すべき仮通常実施権の範囲を記載しなければならない。

3 前条第三項の規定は、特許出願に係る発明の実施の事業とと

もに仮通常実施権を移転する場合に準用する。

(特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正の登録の申請)

第四十五条の四 仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更又は更正の登録は、当該特許を受ける権利を有する者だけで申請することができる。

(予告登録の抹消)

第五十四条 第一審裁判所の裁判所書記官は、第三条第一号若し

2| くは第二号に掲げる訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明する書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。

2| 特許庁長官は、第三条第三号又は第四号に掲げる請求について、請求書を却下した決定が確定したとき、請求を却下し、若しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、又は請求の取下げがあつたときは、職権で予告登録の抹消をしなければならぬ。

(削る)

3| 特許庁長官は、前二項に規定するもののほか、登録の原因の

2| くは第三号に掲げる訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明する書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。

2| 経済産業大臣は、特許法第九十三条第二項の請求若しくは同条第三項において準用する同法第九十条第一項の請求又は裁定若しくはその取消しについての異議申立てについて、これを却下したとき、請求若しくは異議申立てが理由がないとする処分若しくは決定をしたとき、又は請求若しくは異議申立ての取下げがあつたときは、予告登録の抹消を命令しなければならない。

3| 特許庁長官は、特許法第八十三条第二項、第九十条第一項(同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。)若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求又は裁定若しくはその取消しについての異議申立てについて、これを却下したとき、請求若しくは異議申立てが理由がないとする処分若しくは決定をしたとき、又は請求若しくは異議申立ての取下げがあつたときは、職権で予告登録の抹消をしなければならない。第三条第四号又は第五号に掲げる請求について、請求書を却下した決定が確定したとき、請求を却下し、若しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、又は請求の取下げがあつたときも、同様とする。

4| 特許庁長官は、前三項に規定するもののほか、登録の原因の

無効又は取消しにより登録の抹消又は回復をしたときその他予告登録の原因となつた事実が消滅したときは、職権で予告登録を抹消しなければならない。

第五十五条の四 専用実施権について保全仮登録をした後、本登録を申請する場合には、その保全仮登録に係る仮処分の債権者だけで専用実施権又はこれを目的とする質権についての登録であつてその仮処分の登録に後れるものの抹消を申請することができる。

2 仮専用実施権について保全仮登録をした後、本登録を申請する場合には、その保全仮登録に係る仮処分の債権者だけで仮専用実施権についての登録であつてその仮処分の登録に後れるものの抹消を申請することができる。

3 (略)

(削る)

無効又は取消しにより登録の抹消又は回復をしたときその他予告登録の原因となつた事実が消滅したときは、職権で予告登録を抹消しなければならない。

第五十五条の四 専用実施権について保全仮登録をした後、本登録を申請する場合には、その保全仮登録に係る仮処分の債権者だけで専用実施権若しくは通常実施権又はこれらの権利を目的とする質権についての登録であつてその仮処分の登録に後れるものの抹消を申請することができる。

2 仮専用実施権について保全仮登録をした後、本登録を申請する場合には、その保全仮登録に係る仮処分の債権者だけで仮専用実施権又は仮通常実施権についての登録であつてその仮処分の登録に後れるものの抹消を申請することができる。

3 (略)

(裁定による通常実施権がある場合の登録の申請)

第七十条 第四十三条の規定は、特許権の信託の登録若しくはその抹消又は第六十八条第一項に規定する特許信託原簿の登録を申請する場合に準用する。

改正案	現行
<p>（特許登録令の準用）</p> <p>第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条（第三号を除く。）、第三条、第四条（第二号を除く。）及び第五条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、実用新案に関する登録に準用する。この場合において、<u>同令第三条第二号中「特許法第七十四条第一項」とあるのは「実用新案法第十七条の二第一項」と、同条第三号中「特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判」とあるのは「実用新案登録無効審判」と、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「実用新案登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、「及び仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」と、同令第五条第二号中「仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び実用新案登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（職権による登録）</p> <p>第六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしななければならない。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>（特許登録令の準用）</p> <p>第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条（第三号を除く。）、第三条、第四条（第二号を除く。）及び第五条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、実用新案に関する登録に準用する。この場合において、<u>同令第三条第三号中「特許法第八十三条第一項」とあるのは「実用新案法第四十八条第一項」と、同条第四号中「特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判」とあるのは「実用新案登録無効審判」と、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「実用新案登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、「及び仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは「を除く」と、同令第五条第二号中「仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び実用新案登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（職権による登録）</p> <p>第六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしななければならない。</p> <p>一～三（略）</p>

四 混同による専用実施権又は質権の消滅
(削る)

五・六 (略)

(特許登録令の準用)

第七条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条から第三十七条まで、第三十八条第一項(第六号を除く。)及び第二項、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第五十五条の三まで、第五十五条の四(第二項を除く。)並びに第五十五条の五から第六十九条まで(登録の手續)の規定は、実用新案に関する登録の手續に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「実用新案法第二条の五第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十八条第一号中「特許番号(登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)」とあるのは「実用新案登録番号」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項(同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。)」とあるのは「実用新案法第二十六条において準用する特許法第七十三条第二項(実用新案法第十八条第三項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。)」と、同令第三十七条第二項中「特許法第一百七十一条」とあるのは「実用新案法第三十一条第一項」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号(登録の目的が仮専

四 混同による専用実施権、通常実施権又は質権の消滅
五 実用新案法第二十一条第二項若しくは第二十二条第三項若しくは第四項の裁定による通常実施権の設定又はその裁定の取消しによる通常実施権の消滅

六・七 (略)

(特許登録令の準用)

第七条 特許登録令第十五条、第十七条から第二十一条まで、第二十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項(第六号を除く。)及び第二項、第三十九条から第四十五条まで、第四十六条から第五十五条の三まで、第五十五条の四(第二項を除く。)並びに第五十五条の五から第七十条まで(登録の手續)の規定は、実用新案に関する登録の手續に準用する。この場合において、同令第十七条中「特許法第九十三条第二項」とあるのは「実用新案法第二十三条第二項」と、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「実用新案法第二条の五第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十六条中「特許法第九十三条第二項」とあるのは「実用新案法第二十三条第二項」と、「同条第三項において準用する同法第九十条第一項」とあるのは「実用新案法第二十三条第三項において準用する特許法第九十条第一項」と、同令第二十七条中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項(同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。)」若しくは第九十二条第三項若しくは第四項」とあるのは「実用新案法第二十一条第二項若しくは第十二条第三項若しくは第四項若しくは同法第二十一条第三項若しくは第二十二条第七項において準用する特許法第九十条第一

用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示」とあるのは「実用新案登録番号」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「実用新案法第二十五条第一項」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「実用新案登録原簿」と読み替えるものとする。

項」と、同令第二十八条第一号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録に係る特許出願の表示）」とあるのは「実用新案登録番号」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「実用新案法第二十六条において準用する特許法第七十三条第二項（実用新案法第十八条第三項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十七条第二項中「特許法第一百七十一条」とあるのは「実用新案法第三十一条第一項」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録に係る特許出願の表示）」とあるのは「実用新案登録番号」と、同令第四十三条中「特許法第九十二条第三項又は第四項」とあるのは「実用新案法第二十二條第三項又は第四項」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「実用新案法第二十五条第一項」と、同令第五十四条第二項中「特許法第九十三条第二項」とあるのは「実用新案法第二十三条第二項」と、「同条第三項において準用する同法第九十条第一項」とあるのは「実用新案法第二十三条第三項において準用する特許法第九十条第一項」と、同条第三項中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）」若しくは第九十二条第三項若しくは第四項」とあるのは「実用新案法第二十一条第二項若しくは第二十二条第三項若しくは第四項若しくは同法第二十一条第三項若しくは第二十二条第七項において

準用する特許法第九十条第一項」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「实用新案登録原簿」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（特許登録令の準用）</p> <p>第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条（第三号を除く。）、第三条、第四条（第二号を除く。）及び第五条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、意匠に関する登録に準用する。この場合において、<u>同令第三条第二号中「特許法第七十四条第一項」とあるのは「意匠法第二十六条の二第一項」と、同条第三号中「特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判」とあるのは「意匠登録無効審判」と、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「意匠登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、「及び仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける者の表示の更正を除く」とあるのは「を除く」と、同令第五条第二号中「仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び意匠登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（職権による登録）</p> <p>第六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしななければならぬ。</p> <p>一（略）</p>	<p>（特許登録令の準用）</p> <p>第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条（第三号を除く。）、第三条、第四条（第二号を除く。）及び第五条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、意匠に関する登録に準用する。この場合において、<u>同令第三条第三号中「特許法第八十三条第一項」とあるのは「意匠法第六十条第一項」と、同条第四号中「特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判」とあるのは「意匠登録無効審判」と、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「意匠登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、「及び仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは「を除く」と、同令第五条第二号中「仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び意匠登録令第七条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（職権による登録）</p> <p>第六条 次に掲げる事項の登録は、特許庁長官が職権でしななければならぬ。</p> <p>一（略）</p>

二 混同による専用実施権又は質権の消滅
(削る)

三・四 (略)

(特許登録令の準用)

第七条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条第一項(第六号を除く。)及び第二項、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第五十五条の三まで、第五十五条の四(第二項を除く。)並びに第五十五条の五から第六十九条まで(登録の手続)の規定は、意匠に関する登録の手続に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「意匠法第六十八条第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十八条第一号中「特許番号(登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)」とあるのは「意匠登録番号」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項(同法第七十七条第三五項において準用する場合を含む。)」とあるのは「意匠法第三十六条において準用する特許法第七十三条第二項(意匠法第二十七条第四項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。)」と、同令第三十七条第二項中「特許法第七十七条第一項」とあるのは「意匠法第四十二条第一項」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号(登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申

二 混同による専用実施権、通常実施権又は質権の消滅

三 意匠法第三十三条第三項若しくは第四項の裁定による通常実施権の設定又はその裁定の取消しによる通常実施権の消滅
四・五 (略)

(特許登録令の準用)

第七条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条第一項(第六号を除く。)及び第二項、第三十九条から第四十五条まで、第四十六条から第五十三条まで、第五十四条(第二項を除く。)、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の四(第二項を除く。)並びに第五十五条の五から第七十条まで(登録の手続)の規定は、意匠に関する登録の手続に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「意匠法第六十八条第二項において準用する特許法第十五条」と、同令第二十七条中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項(同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。)若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求があつたとき、裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとき、又は第三条第四号」とあるのは「裁定若しくはその取消しについての異議申立てがあつたとき、又は第三条第二号、第四号」と、同令第二十八条第一号中「特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)」とあるのは「意匠登録番号」と、同令第三十三条第二項中「特許

請に係る特許出願の表示」とあるのは「意匠登録番号」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「意匠法第三十五条第一項」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「意匠登録原簿」と読み替えるものとする。

法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）とあるのは「意匠法第三十六条において準用する特許法第七十三条第二項（意匠法第二十七条第四項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十七条第二項中「特許法第一百七十一条」とあるのは「意匠法第四十二条第一項」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「意匠登録番号」と、同令第四十三条中「特許法第九十二条第三項又は第四項の裁定による通常実施権があるときは、同時にその通常実施権」とあるのは「本意匠若しくは関連意匠の意匠権又は意匠法第三十三条第三項若しくは第四項の裁定による通常実施権があるときは、同時にその本意匠若しくは関連意匠の意匠権又は通常実施権」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「意匠法第三十五条第一項」と、同令第五十四条第三項中「特許法第八十三条第二項、第九十条第一項（同法第九十二条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第九十二条第三項若しくは第四項の請求」とあるのは「第三条第二号に掲げる請求」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「意匠登録原簿」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（特許登録令の準用）</p> <p>第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条（第三号を除く。）、第四条（第二号を除く。）及び第五条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、商標に関する登録に準用する。この場合において、<u>同令第二条第二号中「若しくは専用実施権」とあるのは、「専用実施権若しくは通常実施権」と、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、及び仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは「を除く」と、同令第五条第一号中「特許権」とあるのは「商標権及び防護標章登録に基づく権利」と、同条第二号中「仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（通常使用権の設定等の登録の申請）</p> <p>第九条の二 通常使用権の設定の登録を申請するときは、申請書に設定すべき通常使用権の範囲を記載しなければならない。</p> <p>2 通常使用権の保存又は移転の登録を申請するときは、申請書に保存又は移転すべき通常使用権の範囲を記載しなければならない。</p>	<p>（特許登録令の準用）</p> <p>第二条 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二条（第三号を除く。）、第四条（第二号を除く。）及び第五条から第八条の二まで（仮登録等）の規定は、商標に関する登録に準用する。この場合において、同令第四条第三号中「第四十一条第一項」とあるのは「商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と、<u>及び仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正を除く」とあるのは「を除く」と、同令第五条第一号中「特許権」とあるのは「商標権及び防護標章登録に基づく権利」と、同条第二号中「仮専用実施権又は登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の更正及び第四十一条第一項」とあるのは「及び商標登録令第十条において準用する特許登録令第四十一条第一項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（新設）</p>

ない。

(予告登録の嘱託)

第九条の三 (略)

(職権による予告登録)

第九条の四 (略)

(更正)

第九条の五 (略)

(予告登録の抹消)

第九条の六 (略)

2 (略)

(特許登録令の準用)

第十条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条第一項(第六号を除く。)、及び第二項、第三十九条から第四十二条まで、第四十三条第一項及び第二項、第四十六条から第五十三条まで、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の四(第二項を除く。)、並びに第五十五条の五から第六十九条まで(登録の手續)の規定は、商標に関する登録の手續に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「商標法第七十七条第二項において準用する特許法第十五条」と、

(予告登録の嘱託)

第九条の二 (略)

(職権による予告登録)

第九条の三 (略)

(更正)

第九条の四 (略)

(予告登録の抹消)

第九条の五 (略)

2 (略)

(特許登録令の準用)

第十条 特許登録令第十五条、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十八条から第三十六条まで、第三十七条第一項及び第二項、第三十八条第一項(第六号を除く。)、及び第二項、第三十九条から第四十二条まで、第四十四条第一項及び第二項、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条から第五十三条まで、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の四(第二項を除く。)、並びに第五十五条の五から第六十九条まで(登録の手續)の規定は、商標に関する登録の手續に準用する。この場合において、同令第二十三条第二項中「特許法第十五条」とあるのは「商標法第七十七条第二項において

同令第二十八条中「一 特許番号（登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「一 商標登録の登録番号又は商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、「六

「六 登録の目的

登録の目的」とあるのは 七 商標法第二十四条第一項の規定
八 商標法第二十四条の二第一項の

による商標権の分割の登録を申請するときは、その分割に係る規定による移転の登録を申請するときは、その移転に係る指定

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 と、同令第
商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 「

三十条の二第二号中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、同号イ中「同盟国又は加盟国」とあるのは「同盟国、加盟国又は締約国」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第三十五条において準用する特許法第七十三条第二項（商標法第三十条第四項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十七条第二項中「特許権の設定の登録は、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料」とあるのは「商標権（商標法第六十八条の二十に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）及び同法第六十八条の三十五の規定により設定の登録

準用する特許法第十五条」と、同令第二十八条中「一 特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示）」とあるのは「一 商標登録の登録番号又は商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、「

「六 登録の目的

登録の目的」とあるのは 七 商標法第二十四条第一項の
八 商標法第二十四条の二第一

規定による商標権の分割の登録を申請するときは、その分割に係る規定による移転の登録を申請するときは、その移転に係る

係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 と、同
指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分 「

令第三十条の二第二号中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、同号イ中「同盟国又は加盟国」とあるのは「同盟国、加盟国又は締約国」と、同令第三十三条第二項中「特許法第七十三条第二項（同法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第三十五条において準用する特許法第七十三条第二項（商標法第三十条第四項において準用する特許法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）」と、同令第三十七条第二項中「特許権の設定の登録は、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料」とあるのは「商標権（商標法第六十八条の二十に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権

をすべき商標権を除く。)又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録又は存続期間を更新した旨の登録は、同法第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の二第一項若しくは第二項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定による登録料」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号(登録の目的が仮専用実施権に関するときは、当該仮専用実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)」とあるのは「商標登録の登録番号若しくは商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「商標法第三十四条第一項」と、同令第五十五条の四第一項中「又はこれを目的とする質権」とあるのは「若しくは通常使用権又はこれらの権利を目的とする質権」と、同令第六十二条第一項中「特許権その他特許に関する権利の移転の登録」とあるのは「商標権その他商標に関する権利(国際登録に基づく商標権を除く。)」の移転の登録又は国際登録に基づく商標権に係る商標信託原簿の登録」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「商標登録原簿」と読み替えるものとする。

「という。）」及び同法第六十八条の三十五の規定により設定の登録をすべき商標権を除く。)又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録又は存続期間を更新した旨の登録は、同法第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条の二第一項若しくは第二項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定による登録料」と、同令第三十八条第一項第三号中「特許番号(登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の表示)」とあるのは「商標登録の登録番号若しくは商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録の番号」と、同令第四十六条第一項第三号中「特許法第九十五条」とあるのは「商標法第三十四条第一項」と、同令第六十二条第一項中「特許権その他特許に関する権利の移転の登録」とあるのは「商標権その他商標に関する権利(国際登録に基づく商標権を除く。)」の移転の登録又は国際登録に基づく商標権に係る商標信託原簿の登録」と、同令第六十七条及び第六十九条中「特許登録原簿又は特許仮実施権原簿」とあるのは「商標登録原簿」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>(手数料)</p> <p>第二条 法第十八条第一項の政令で定める金額は、一件につき千四百円とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 法第十八条第二項の政令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 特許庁が国際調査をする国際出願をする者 一件につき八万円</p> <p>二 特許庁以外の千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者 一件につき一万円</p> <p>三 国際予備審査の請求をする者 一件につき二万六千円</p> <p>3 法第八条第四項の政令で定める金額は、六万円に請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額とする。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第二条 法第十八条第一項の政令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 特許庁が国際調査をする国際出願をする者 一件につき十 一万円</p> <p>二 特許庁以外の千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者 一件につき一万三千元</p> <p>三 法第九条（法第十五条において準用する場合を含む。）の規定による請求をする者 一件につき千四百円</p> <p>四 国際予備審査の請求をする者 一件につき三万六千円</p> <p>(新設)</p> <p>2 法第八条第四項の政令で定める金額は、七万八千円に請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額とする。</p>

4| 法第十二条第三項の政令で定める金額は、一万五千円に国際
予備審査を受けようとする請求の範囲に記載されている発明の
数から一を減じて得た数を乗じて得た金額とする。

5| (略)

3| 法第十二条第三項の政令で定める金額は、二万千円に国際予
備審査を受けようとする請求の範囲に記載されている発明の数
から一を減じて得た数を乗じて得た金額とする。

4| (略)

○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成五年政令第三百三十二号）（第十条関係）

改正案

（実用新案法に係る経過措置）

第二条 特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十三号）の施行後に請求される明細書又は図面の訂正についての特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成五年法第三条の規定による改正前の実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号。以下「旧実用新案法」という。）第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「準用する。」とあるのは、「準用する。この場合において、同項第六号中「確定審決」とあるのは、「確定審決（実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判又はその確定審決に対する再審において明細書又は図面の訂正がされた場合にあっては、審判又は再審の確定審決並びに訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容）」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

現行

（実用新案法に係る経過措置）

第二条 平成十五年法の施行後に請求される明細書又は図面の訂正についての特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成五年法第三条の規定による改正前の実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号。以下「旧実用新案法」という。）の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十五条	準用する。	準用する。この場合において、同法第七十四條第四項中「第六百六十四條、第六百六十五條」とあるのは、「第六百六十四條第一項」と読み替えるものとする。
第五十三条第二項	準用する。	準用する。この場合において、同項第六号中

「確定審決」とあるのは、「確定審決（実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判又はその確定審決に対する再審において明細書又は図面の訂正がされた場合にあつては、審判又は再審の確定審決並びに訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容）」と読み替えるものとする。

○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成五年政令第三百三十三号）（第十一条関係）

改正案	現行
<p>附則 （係属中の実用新案登録出願等に係る経過措置） 第二条（略）</p> <p>2 前項の場合において、この政令の施行後に請求される明細書又は図面の訂正については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧手数料令第二条第二項の表第五号中「登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者」とあるのは「登録異議の申立てをする者」と、同表第九号中「審判又は再審を請求する者」とあるのは「審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>附則 （係属中の実用新案登録出願等に係る経過措置） 第二条（略）</p> <p>2 前項の場合において、この政令の施行後に請求される明細書又は図面の訂正については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧手数料令第二条第二項の表第五号中「登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者」とあるのは「登録異議の申立てをする者」と、同表第九号中「審判又は再審を請求する者」とあるのは「審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者（その訂正の請求をする）により、実用新案法第四十条の三第四項の規定に基づき同法第三十九条第一項の審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く。」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4（略）</p>

○ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）（第十二条関係）

改正案	現行
<p>（特許料の軽減の手続）</p> <p>第十一条 法第十三条第三項の規定により特許料の軽減を受けようとする同条第一項の認定を受けた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該特許出願の番号又は当該特許番号</p> <p>三 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、当該特許出願又は当該特許権が法第十三条第一項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業の実施に係るものであることを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>（特許料の軽減）</p> <p>第十二条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七十七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。</p>	<p>（特許料の軽減の手続）</p> <p>第十一条 法第十三条第三項の規定により特許料の軽減を受けようとする同条第一項の認定を受けた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該特許出願の番号</p> <p>三 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、当該特許出願が法第十三条第一項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業の実施に係るものであることを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>（特許料の軽減）</p> <p>第十二条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。</p>

改正案	現行
<p>（特許料の軽減の手続）</p> <p>第二十六条 法第五十六条の規定により特許料の軽減を受けようとする同条に規定する承認事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該特許出願の番号又は当該特許番号</p> <p>三 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、当該特許出願又は当該特許権が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第二条第一項の特定大学技術移転事業（第二十八条第二項において「特定大学技術移転事業」という。）の実施に係るものであることを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>（特許料の軽減）</p> <p>第二十七条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があったときは、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七十七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。</p>	<p>（特許料の軽減の手続）</p> <p>第二十六条 法第五十六条の規定により特許料の軽減を受けようとする同条に規定する承認事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該特許出願の番号</p> <p>三 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、当該特許出願が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第二条第一項の特定大学技術移転事業（第二十八条第二項において「特定大学技術移転事業」という。）の実施に係るものであることを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>（特許料の軽減）</p> <p>第二十七条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があったときは、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。</p>

改正案	現行
<p>（時価よりも低い対価による通常実施権の許諾）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十六条の二に規定する政令で定める者は、個人又は次の各号のいずれかに該当する法人であつて、同条の特許発明又は登録実用新案の実施による新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う具体的な計画を有するものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 設立の日以後の期間が十年未満の法人であつて、法第十六条の二の許諾を求めた日の属する事業年度の前事業年度（当該許諾を求めた日が前事業年度経過後二月以内である場合には、前々事業年度）において試験研究費等比率（一事業年度における試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。）に対する割合をいう。第六条第二号及び第三号において同じ。）が百分の三を超えるもの</p>	<p>（時価よりも低い対価による通常実施権の許諾）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十六条の二に規定する政令で定める者は、個人又は次の各号のいずれかに該当する法人であつて、同条の特許発明又は登録実用新案の実施による新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う具体的な計画を有するものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 設立の日以後の期間が十年未満の法人であつて、法第十六条の二の許諾を求めた日の属する事業年度の前事業年度（当該許諾を求めた日が前事業年度経過後二月以内である場合には、前々事業年度）において試験研究費等比率（一事業年度における試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。）に対する割合をいう。第六条第二号口において同じ。）が百分の三を超えるもの</p>

(産業技術力の強化を図るため特に必要な者)

第一条の二 法第十七条第一項及び第二項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次のとおりとする。

一 法第十七条第一項第一号に掲げる者にあつては、その特許発明又は発明(いずれも職務発明(特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第三十五条第一項に規定する職務発明をいう。以下同じ。))に限る。)の発明者

二 法第十七条第一項第二号に掲げる者(以下「大学等」という。)にあつては、次のいずれかに該当する者

イ その特許発明又は発明が大学等研究者(法第十七条第一項第一号に規定する大学等研究者をいう。以下同じ。)がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該大学等研究者又は発明が大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者(法第十七条第一項第三号に規定する試験研究独立行政法人(以下「試験研究独立行政法人」という。))の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。)、公設試験研究機関研究者(同項第四号に規定する公設試験研究機関(以下「公設試験研究機関」という。))の長又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。)又は試験研究地方独立行政法人研究者(同項第五号に規定する試験研究地方独立行政法人(以下「試験研究地方独立行政法人」という。))の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。)がした職務発明である場合において、当該大学等研究者が当

(新設)

該大学等以外の大学等に、又は当該試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職しているときであつて、これらの者が大学等研究者として現在所属する大学等が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する大学等

ハ) その特許発明又は発明が大学等研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該大学等研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該大学等

ニ) その特許発明又は発明が大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該大学等研究者が当該大学等以外の大学等に、又は当該試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職しているときであつて、これらの者が大学等研究者として現在所属する大学等が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する大学等

ホ) その特許発明又は発明と大学等研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合におい

て、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該大学等

へ その特許発明又は発明と大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該大学等研究者が当該大学等以外の大学等に、又は当該試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職しているときであつて、これらの者が大学等研究者として現在所属する大学等が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する大学等

三 法第十七条第一項第三号に掲げる者にあつては、次のいずれかに該当する者

イ その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人

ロ その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人以外の試験研究独立行政法人に、又は当該大学等研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が試験研究独立行政法人に転職しているときであつて、これらの者が試験研究独立行政法人研究者とし

て現在所属する試験研究独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究独立行政法人

ハ その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人

ニ その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人以外の試験研究独立行政法人に、又は当該大学等研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が試験研究独立行政法人に転職しているときであつて、これらの者が試験研究独立行政法人研究者として現在所属する試験研究独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究独立行政法人

ホ その特許発明又は発明と試験研究独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係が

ある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人は特許発明又は発明と試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人以外の試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が試験研究独立行政法人に転職しているときであつて、これらの者が試験研究独立行政法人研究者として現在所属する試験研究独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究独立行政法人

四 法第十七条第一項第四号に掲げる者にあつては、次のいずれかに該当する者

イ その特許発明又は発明が公設試験研究機関研究者がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者

ロ その特許発明又は発明が公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該公設試験研究機関研究者が当該公設試験研究機関以外の公設試験研究機関に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研

研究者が公設試験研究機関に転職しているときであつて、これらの者が公設試験研究機関研究者として現在所属する公設試験研究機関が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する公設試験研究機関を設置する者

ハ その特許発明又は発明が公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者

ニ その特許発明又は発明が公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該公設試験研究機関研究者が当該公設試験研究機関以外の公設試験研究機関に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験研究機関に転職しているときであつて、これらの者が公設試験研究機関研究者として現在所属する公設試験研究機関が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する公設試験研究機関を設置する者

ホ その特許発明又は発明と公設試験研究機関研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者

ヘ その特許発明又は発明と公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該公設試験研究機関研究者が当該公設試験研究機関以外の公設試験研究機関に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験研究機関に転職しているときであつて、これらの者が公設試験研究機関研究者として現在所属する公設試験研究機関が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する公設試験研究機関を設置する者

五 法第十七条第一項第五号に掲げる者にあつては、次のいずれかに該当する者

イ その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人

ロ その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明である場合において、

当該試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人以外の試験研究地方独立行政法人に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは公設試験研究機関研究者が試験研究地方独立行政法人に転職しているときであつて、これらの者が試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属する試験研究地方独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究地方独立行政法人

ハ その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人

二 その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人以外の試験研究地方独立行政法人に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは公設試験研究機関研究者が試験研究地方独立行政法人に転職しているときであつて、

これらの者が試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属する試験研究地方独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究地方独立行政法人

ホ その特許発明又は発明と試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人

ヘ その特許発明又は発明と試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人以外の試験研究地方独立行政法人に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは公設試験研究機関研究者が試験研究地方独立行政法人に転職しているときであつて、これらの者が試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属する試験研究地方独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究地方独立行政法人

(大学等研究者等に係る特許料の軽減の手續)

第一条の三 法第十七条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

(大学等研究者等に係る特許料の軽減の手續)

第一条の二 法第十七条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該特許出願の番号又は当該特許番号

三 前条第一号、第二号イからへまで、第三号イからへまで、第四号イからへまで又は第五号イからへまでに規定する者のいずれに該当するかの別

四 (略)

2 前項の申請書には、前条第一号、第二号イからへまで、第三号イからへまで、第四号イからへまで又は第五号イからへまでに規定する者のいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。

(削る)

一 (略)

二 当該特許出願の番号

三 法第十七条第一項各号に掲げる者のいずれに該当するかの別

四 (略)

2 法第十七条第一項第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、その申請に係る特許発明が職務発明（特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第三十五条第一項に規定する職務発明をいう。以下同じ。）であることを証する書面を添付しなければならない。

3 法第十七条第一項第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る特許発明が当該大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）、高等専門学校（同条に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。）又は大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成十五年法律百二十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の大学等研究者（法第十七条第一項第一号に規定する大学等研究者をいう。以下同じ。）がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る特許発明について当該大学若しくは高等専門学校が設置者又は大学共同利用機関法人が前号の大学等研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

4 法第十七条第一項第三号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

- 一 一の申請に係る特許発明が当該大学、高等専門学校又は大学共同利用機関法人の大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明が大学等研究者について職務発明であることを証する書面
 - 二 一の申請に係る特許発明について当該大学若しくは高等専門学校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の大学等研究者及び同号の大学等研究者以外の者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面
- 5 | 法第十七条第一項第四号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 一の申請に係る特許発明が当該試験研究独立行政法人（法第十七条第一項第四号に規定する試験研究独立行政法人をいう。以下同じ。）の試験研究独立行政法人研究者（同号に規定する試験研究独立行政法人研究者をいう。以下同じ。）がした職務発明であることを証する書面
 - 二 一の申請に係る特許発明について当該試験研究独立行政法人が前号の試験研究独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面
- 6 | 法第十七条第一項第五号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 一の申請に係る特許発明が当該試験研究独立行政法人の試験研究独立行政法人研究者と試験研究独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明が試験研究独立行政法人研究者について職務発明であることを証する書面
 - 二 一の申請に係る特許発明について当該試験研究独立行政法

(削る)

人が前号の試験研究独立行政法人研究者及び同号の試験研究独立行政法人研究者以外の者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

7]

法第十七条第一項第六号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る特許発明が当該公設試験研究機関（法第十七条第一項第六号に規定する公設試験研究機関研究者をいう。以下同じ。）の公設試験研究機関研究者（法第十七条第一項第六号に規定する公設試験研究機関研究者をいう。以下同じ。）がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る特許発明について当該公設試験研究機関の設置者が前号の公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

(削る)

8]

法第十七条第一項第七号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る特許発明が当該公設試験研究機関の公設試験研究機関研究者と公設試験研究機関研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明が公設試験研究機関研究者について職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る特許発明について当該公設試験研究機関の設置者が前号の公設試験研究機関研究者及び同号の公設試験研究機関研究者以外の者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

(削る)

9]

法第十七条第一項第八号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る特許発明が当該試験研究地方独立行政法人

(削る)

(法第十七条第一項第八号に規定する試験研究地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の試験研究地方独立行政法人研究者(法第十七条第一項第八号に規定する試験研究地方独立行政法人研究者をいう。以下同じ。)がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る特許発明について当該試験研究地方独立行政法人が前号の試験研究地方独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

10) 法第十七条第一項第九号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る特許発明が当該試験研究地方独立行政法人の試験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明が試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る特許発明について当該試験研究地方独立行政法人が前号の試験研究地方独立行政法人研究者及び同号の試験研究地方独立行政法人研究者以外の者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

11) 法第十七条第一項第十号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る特許発明が当該大学、高等専門学校又は大学共同利用機関法人の大学等研究者がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る特許発明に係る特許を受ける権利が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進

(削る)

(削る)

(大学等研究者等に係る特許料の軽減)
第二条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、特許法第七十七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(試験研究独立行政法人)

に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。以下「承認事業者」という。)に承継されていたことを証する書面

12] 三 その申請に係る特許発明について当該大学若しくは高等専門学校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の承認事業者から同号の特許を受ける権利を承継したことを証する書面
法第十七条第一項第十一号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る特許発明が当該大学、高等専門学校又は大学共同利用機関法人の大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明が大学等研究者について職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る特許発明に係る前号の大学等研究者及び同号の大学等研究者以外の者の共有に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継されていたことを証する書面

三 その申請に係る特許発明について当該大学若しくは高等専門学校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の承認事業者

(大学等研究者等に係る特許料の軽減)
第二条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、特許法第七十七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(試験研究独立行政法人)

第三条 法第十七条第一項第三号の政令で定める独立行政法人は、別表に掲げる独立行政法人とする。

(大学等研究者等に係る出願審査の請求の手数料の軽減の手続)

第四条 法第十七条第二項の規定により出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 第一条の二第一号、第二号イからへまで、第三号イからへまで、第四号イからへまで又は第五号イからへまでに規定する者のいずれに該当するか

四 (略)

2 前項の申請書には、第一条の二第一号、第二号イからへまで、第三号イからへまで、第四号イからへまで又は第五号イからへまでに規定する者のいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。

(削る)

(削る)

第三条 法第十七条第一項第四号の政令で定める独立行政法人は、別表に掲げる独立行政法人とする。

(大学等研究者等に係る出願審査の請求の手数料の軽減の手続)

第四条 法第十七条第二項の規定により出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第十七条第二項各号に掲げる者のいずれに該当するか
別

四 (略)

2 法第十七条第二項第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合、その申請に係る発明が職務発明であることを証する書面を添付しなければならない。

3 法第十七条第二項第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る発明が当該大学、高等専門学校又は大学共同利用機関法人の大学等研究者がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る発明について当該大学若しくは高等専門学校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の大学等研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

4 法第十七条第二項第三号に掲げる者が第一項の申請書を提出

(削る)

(削る)

する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る発明が当該大学、高等専門学校又は大学共同利用機関法人の大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該発明が大学等研究者について職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る発明について当該大学若しくは高等専門学校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の大学等研究者及び同号の大学等研究者以外の者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

5 | 法第十七条第二項第四号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る発明が当該試験研究独立行政法人の試験研究独立行政法人研究者がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る発明について当該試験研究独立行政法人が前号の試験研究独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

6 | 法第十七条第二項第五号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る発明が当該試験研究独立行政法人の試験研究独立行政法人研究者と試験研究独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該発明が試験研究独立行政法人研究者について職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る発明について当該試験研究独立行政法人が前号の試験研究独立行政法人研究者及び同号の試験研究独

(削る)

立行政法人研究者以外の者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

7|

法第十七条第二項第六号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る発明が当該公設試験研究機関の公設試験研究機関研究者がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る発明について当該公設試験研究機関の設置者が前号の公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

(削る)

8|

法第十七条第二項第七号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る発明が当該公設試験研究機関の公設試験研究機関研究者と公設試験研究機関研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該発明が公設試験研究機関研究者について職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る発明について当該公設試験研究機関の設置者が前号の公設試験研究機関研究者及び同号の公設試験研究機関研究者以外の者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

(削る)

9|

法第十七条第二項第八号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る発明が当該試験研究地方独立行政法人の試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る発明について当該試験研究地方独立行政法人が前号の試験研究地方独立行政法人研究者から特許を受け

(削る)

10) 権利を承継したことを証する書面
法第十七条第二項第九号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る発明が当該試験研究地方独立行政法人の試験研究地方独立行政法人研究者と試験研究地方独立行政法人研究者以外の者との共同で行われたものであること及び当該発明が試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る発明について当該試験研究地方独立行政法人が前号の試験研究地方独立行政法人研究者及び同号の試験研究地方独立行政法人研究者以外の者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

(削る)

11) 法第十七条第二項第十号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る発明が当該大学、高等専門学校又は大学共同利用機関法人の大学等研究者がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る発明に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継されていたことを証する書面

三 その申請に係る発明について当該大学若しくは高等専門学校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の承認事業者から同号の特許を受ける権利を承継したことを証する書面

(削る)

12) 法第十七条第二項第十一号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る発明が当該大学、高等専門学校又は大学共同利用機関法人の大学等研究者と大学等研究者以外の者との

(産業技術力の強化を図るため特に必要な者)

第六条 法第十八条第一項及び第二項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 常時使用する従業員の数が三百人(小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業又はサービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。)に属する事業を主たる事業として営む者については百人、旅館業に属する事業を主たる事業として営む者については二百人、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)に属する事業を主たる事業として営む者については九百人)以下の個人(以下この号及び第三号において「中小事業主」という。)であつて、次条第一項又は第九条第一項の申請書を提出する日(以下この条において「申請書提出日」という。)の属する年の前年(申請書提出日の属する月が一月から三月までである場合には、前々年)において試験研究費等比率(一年間における試験研究費及び開発費(所得税法施行令(昭

共同で行われたものであること及び当該発明が大学等研究者について職務発明であることを証する書面

- 二 その申請に係る発明に係る前号の大学等研究者及び同号の大学等研究者以外の者の共有に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継されていたことを証する書面

- 三 その申請に係る発明について当該大学若しくは高等専用学校の設置者又は大学共同利用機関法人が前号の承認事業者から同号の特許を受ける権利を承継したことを証する書面

(産業技術力の強化を図るため特に必要な者)

第六条 法第十八条第一項及び第二項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次のとおりとする。

- 一 法第十八条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる者にあつては、次のいずれかに該当する者
 - イ 特定事業主(常時使用する従業員の数が三百人(小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業又はサービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。)に属する事業を主たる事業として営む者については百人、旅館業に属する事業を主たる事業として営む者については二百人、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)に属する事業を主たる事業として営む者については九百人)以下の個人(以下この号及び次号において「中小事業主」という。)であつて、次条第一項又は第九条第一項の申請書を提出する日(以下この条において「申請書提出日」という。)の属する年の前年(申

和四十年政令第九十六号) 第七条第一項第二号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。) の合計額の事業所得に係る総収入金額に対する割合をいう。以下この号において同じ。) が百分の三を超えるもの(申請書提出日において事業を開始した日以後二十七月を経過していない中小事業主のうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の事業主及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの)

請書提出日の属する月が一月から三月までである場合には、前々年) において試験研究費等比率(一年間における試験研究費及び開発費(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号) 第七条第一項第二号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。) の合計額の事業所得に係る総収入金額に対する割合をいう。以下この号において同じ。) が百分の三を超えるもの(申請書提出日において事業を開始した日以後二十七月を経過していない中小事業主のうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の事業主及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの) をいう。次号において同じ。)

ロ その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号) 第二条第九項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの(当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。) である場合において、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者に該当する個人

ハ その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新(同法第二条第六項に規定する経営革新をいう。以下同じ。) のための事業(技術に関する研究開発に係るものに限る。) の成果に係るもの(当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたも

二 資本金の額若しくは出資の総額が三億円（小売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については五千万円、卸売業に属する事業を主たる事業として営む者については一億円）以下の会社又は常時使用する従業員の数が三百人（小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業又はサービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については百人、旅館業に属する事業を主たる事業として営む者については二百人、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については九百人）以下の会社（以下この号及び次号において

のに限る。）である場合において、当該経営革新のための事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する個人

二 その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓（同法第二条第七項に規定する異分野連携新事業分野開拓をいう。以下同じ。）に係る事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する個人

二 法第十八条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる者にあつては、次のいずれかに該当する者

イ 特定事業主

ロ 資本金の額若しくは出資の総額が三億円（小売業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については五千万円、卸売業に属する事業を主たる事業として営む者については一億円）以下の会社又は常時使用する従業員の数が三百人（小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業又はサービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については百人、旅館業に属する事業を主たる事業として営む者については二百人、ゴ

「特定会社」という。)であつて、申請書提出日の属する事業年度の前事業年度(申請書提出日が前事業年度経過後二月以内である場合には、前々事業年度)において試験研究費等比率が百分の三を超えるもの(申請書提出日において設立の日以後二十六月を経過していない特定会社のうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの)

ム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)に属する事業を主たる事業として営む者については九百人)以下の会社(以下この号において「特定会社」という。)であつて、申請書提出日の属する事業年度の前事業年度(申請書提出日が前事業年度経過後二月以内である場合には、前々事業年度)において試験研究費等比率が百分の三を超えるもの(申請書提出日において設立の日以後二十六月を経過していない特定会社のうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの)

ハ 事業協同組合等(事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに技術研究組合(直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小事業主、特定会社、企業組合又は協業組合であるものに限る。)をいう。以下この号において同じ。)(であつて、申請書提出日の属する事業年度の前事業年度(申請書提出日が前事業年度経過後二月以内である場合には、前々事業年度)において試験研究費等比率が百分の三を超えるもの(申請書提出日において設立の日以後二十六月を経過していない事業協同組合等のうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの)

二 その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者

ホ その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該経営革新のための事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者

ヘ その特許発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者

（新設）

三 事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに技術研究組合（直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小事業主、特定会社、企業組合又は協業組合であるも

のに限る。)をいう。以下この号において同じ。)であつて、申請書提出日の属する事業年度の前事業年度(申請書提出日が前事業年度経過後二月以内である場合には、前々事業年度)において試験研究費等比率が百分の三を超えるもの(申請書提出日において設立の日以後二十六月を経過していない事業協同組合等のうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの)

- 四 その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第九項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの(当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)である場合において、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者
- 五 その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新(同法第二条第六項に規定する経営革新をいう。)のための事業(技術に関する研究開発に係るものに限る。)の成果に係るもの(当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従つて承継したものである場合において、当該経営革新のための事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者
- 六 その特許発明又は発明が中小企業の新たな事業活動の促進

(新設)

(新設)

(新設)

に關する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓（同法第二条第七項に規定する異分野連携新事業分野開拓をいう。）に係る事業（技術に關する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて承継したものである場合において、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者

（産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る特許料の軽減の手續）

第七条 法第十八条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 （略）

二 当該特許出願の番号又は当該特許番号

（削る）

三 （略）

2 前項の申請書には、前条各号のいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。

（削る）

（産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る特許料の軽減の手續）

第七条 法第十八条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 （略）

二 当該特許出願の番号

三 法第十八条第一項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別

四 （略）

2 法第十八条第一項第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、前条第一号イからニまでのいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。

3 法第十八条第一項第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る特許料の軽減)

第八条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る出願審査の請求の手数料の軽減の手續)

第九条 法第十八条第二項の規定により出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

(削る)

三 (略)

一 前条第二号イからへまでのいずれかに該当することを証する書面

二 その申請に係る特許発明が従業者等(特許法第三十五条第一項に規定する従業者等をいう。第九条第三項において同じ。)がした職務発明であることを証する書面

三 その申請に係る特許発明についてあらかじめ使用者等(特許法第三十五条第一項に規定する使用者等をいう。第九条第三項において同じ。)に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定めを写し

(産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る特許料の軽減)

第八条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

(産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る出願審査の請求の手数料の軽減の手續)

第九条 法第十八条第二項の規定により出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第十八条第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別

四 (略)

2 前項の申請書には、第六条各号のいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。

(削る)

(国が譲り受けられないことができる権利等)

第十一条 (略)

2 (略)

3 法第十九条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。)又は同法第十二条第一項若しくは第十三条第一項の認定を受けた者に移転等をする場合

三 (略)

2 法第十八条第二項第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、第六条第一号イからニまでのいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。

3 法第十八条第二項第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第六条第二号イからへまでのいずれかに該当することを証する書面

二 その申請に係る発明が従業者等がした職務発明であることを証する書面

三 その申請に係る発明についてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定めの写真

(国が譲り受けられないことができる権利等)

第十一条 (略)

2 (略)

3 法第十九条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。)又は同法第十二条第一項若しくは第十三条第一項の認定を受けた者に移転等をする場合

三 (略)

改正案	現行
<p>（弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限の解除） 第七条 法第七十五条の政令で定める代理は、次に掲げる手続についての代理とする。 一、十（略） （削る）</p> <p>十一（略）</p> <p>十二 第二号から第八号まで及び前二号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正をすべき期間又は第一号から第六号まで、第八号及び前二号に掲げる手続（これらの手続の補正又はこれらの補正の補正を含む。）に係る弁明書の提出をすべき期間の延長の請求</p> <p>十三 第二号から第八号まで及び前三号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正</p> <p>十四（略）</p> <p>十五 特許料、割増特許料、登録料若しくは割増登録料又は第二号、第五号及び第十二号に掲げる手続に係る手数料の納付に関する工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十</p>	<p>（弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限の解除） 第七条 法第七十五条の政令で定める代理は、次に掲げる手続についての代理とする。 一、十（略）</p> <p>十一 特許法第三十条第一項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の学術団体又は特許法第三十条第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）若しくは商標法第四条第一項第九号若しくは第九条第一項の博覧会の指定についての手続で経済産業省令で定めるもの</p> <p>十二（略）</p> <p>十三 第二号から第八号まで及び前三号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正をすべき期間又は第一号から第六号まで、第八号及び前三号に掲げる手続（これらの手続の補正又はこれらの補正の補正を含む。）に係る弁明書の提出をすべき期間の延長の請求</p> <p>十四 第二号から第八号まで及び第十号から前号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正</p> <p>十五（略）</p> <p>十六 特許料、割増特許料、登録料若しくは割増登録料又は第二号、第五号及び第十三号に掲げる手続に係る手数料の納付に関する工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十</p>

五条第一項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による申出

十六（略）

（弁理士又は特許業務法人でない者が作成を業とすることができない書類等）

第八条 法第七十五条の政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～五（略）

六 商標権の存続期間の更新登録及び指定商品の書換えの登録の申請書

七～九（略）

十 弁明書（前条第一号から第六号まで及び第八号から第十三号までに掲げる手続に係るものを除く。）

十一（略）

2（略）

五条第一項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による申出

十七（略）

（弁理士又は特許業務法人でない者が作成を業とすることができない書類等）

第八条 法第七十五条の政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～五（略）

六 商標権の存続期間の更新登録及び指定商品の書換の登録の申請書

七～九（略）

十 弁明書（前条第一号から第六号まで及び第八号から第十四号までに掲げる手続に係るものを除く。）

十一（略）

2（略）

改正案	現行
<p>（特許料の軽減）</p> <p>第三条 法第九条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る特許発明が法第五条第二項に規定する認定計画（以下「認定計画」という。）に従って行われる法第二条第三項に規定する特定研究開発等（以下「特定研究開発等」という。）の成果に係る特許発明又は当該特許発明を実施するために認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明であることを証する書面、申請人が同条第一項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であることを証する書面及び認定計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 （削る）</p> <p>三 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（特許料の軽減）</p> <p>第三条 法第九条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る特許発明が法第五条第二項に規定する認定計画（以下「認定計画」という。）に従って行われる法第二条第三項に規定する特定研究開発等（以下「特定研究開発等」という。）の成果に係るものであることを証する書面、申請人が同条第一項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であることを証する書面及び認定計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第九条第一項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別</p> <p>四 （略）</p> <p>2 法第九条第一項第二号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、同項の規定により添付しなければならないこととされる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一 申請に係る特許発明が特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第三十五条第一項に規定する従業者等（以下「従業者等」という。）がした同項に規定する職務発明（以下「職務</p>

2| 特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（出願審査の請求の手数料の軽減）

第四条 法第九条第二項の規定により出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る発明が認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明又は当該発明を実施するために認定計画に従って承継した特許を受ける権利に係る発明であることを証する書面、申請人が中小企業者であることを証する書面及び認定計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 （略）

（削る）

三 （略）

（削る）

発明」という。）であることを証する書面

2| 申請に係る特許発明についてあらかじめ特許法第三十五条第一項に規定する使用者等（以下「使用者等」という。）に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定めを写し

3| 特許庁長官は、前二項の規定に基づく第一項の申請書の提出があったときは、特許法第一百七条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（出願審査の請求の手数料の軽減）

第四条 法第九条第二項の規定により出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る発明が認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係るものであることを証する書面、申請人が中小企業者であることを証する書面及び認定計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 法第九条第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別

四 （略）

2| 法第九条第二項第二号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、同項の規定により添付しなければならないこととされる書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

2| 特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

一| 申請に係る発明が従業者等がした職務発明であることを証する書面
二| 申請に係る発明についてあらかじめ使用者等に特許を受け
る権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他
の定め
の写し
3| 特許庁長官は、前二項の規定に基づく第一項の申請書の提出
があったときは、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第
二十号）第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願
審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減する
ものとする。

改正案	現行
<p>（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除） 第五条の三（略） 2～11（略） 12 法第十条第八項第三号に規定する政令で定める試験研究は、次に掲げる試験研究とする。 一 イ又はロに掲げる者（以下この号及び第四号において「特別試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究で、当該特別試験研究機関等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。次号及び第三号において同じ。）に基づいて行われるもの イ（略） ロ 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）<u>第十七</u>条第一項第三号に規定する試験研究独立行政法人（イに掲げる者に該当するものを除く。） 二～六（略） 13～19（略） （試験研究を行った場合の法人税額の特別控除） 第二十七条の四（略） 2～7（略）</p>	<p>（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除） 第五条の三（略） 2～11（略） 12 法第十条第八項第三号に規定する政令で定める試験研究は、次に掲げる試験研究とする。 一 イ又はロに掲げる者（以下この号及び第四号において「特別試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究で、当該特別試験研究機関等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。次号及び第三号において同じ。）に基づいて行われるもの イ（略） ロ 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）<u>第十七</u>条第一項第四号に規定する試験研究独立行政法人（イに掲げる者に該当するものを除く。） 二～六（略） 13～19（略） （試験研究を行った場合の法人税額の特別控除） 第二十七条の四（略） 2～7（略）</p>

8 法第四十二条の四第十二項第三号に規定する政令で定める試験研究は、次に掲げる試験研究とする。

一 イ又はロに掲げる者（以下この号及び第四号において「特別試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究で、当該特別試験研究機関等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。次号及び第三号において同じ。）に基づいて行われるもの

イ（略）

ロ 産業技術力強化法第十七条第一項第三号に規定する試験研究独立行政法人（イに掲げる者に該当するものを除く。

二〇六（略）

9 〽27（略）

8 法第四十二条の四第十二項第三号に規定する政令で定める試験研究は、次に掲げる試験研究とする。

一 イ又はロに掲げる者（以下この号及び第四号において「特別試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究で、当該特別試験研究機関等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。次号及び第三号において同じ。）に基づいて行われるもの

イ（略）

ロ 産業技術力強化法第十七条第一項第四号に規定する試験研究独立行政法人（イに掲げる者に該当するものを除く。

二〇六（略）

9 〽27（略）

改正案	現行
<p>(削る)</p> <p>(認定個人情報保護団体の認定で課税するものの範囲)</p> <p>第十条の二 (略)</p> <p>(免許等の範囲)</p> <p>第三十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表第一第十三号(二)、第三十二号(五)ロ、(六)ロ若しくは(三十三)、第三十三号、第五十一号、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第五十九号、第六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号(三)若しくは(四)、第八十五号、第九十二号、第九十六号(一)、第九十七号、第九十八号、第九十九号(一)、第一百号(四)、第一百一号(三)を除く。)、第一百二号(三)を除く。)、第一百三号、第一百四号(一)から(三)まで、第一百八号から第一百十二号まで、第一百十七号の二、第二十号、第二十一号、第二十三号から第二十六号まで、第二十八号から第三十五号まで又は第三百三十</p>	<p>(特定通常実施権の登録で税率が軽減されるものの範囲)</p> <p>第十条の二 法別表第一第十四号の二(六)に規定する政令で定める登録は、同号(一)に規定する特定通常実施権に係る登録の更正、付記登録若しくは抹消した登録の回復の登録又は産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第六十三条第一項（登録対象外登録）の規定による登録とする。</p> <p>(認定個人情報保護団体の認定で課税するものの範囲)</p> <p>第十条の三 (略)</p> <p>(免許等の範囲)</p> <p>第三十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表第一第十三号(二)、第三十二号(五)ロ、(六)ロ若しくは(三十三)、第三十三号、第五十一号、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第五十九号、第六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号(三)若しくは(四)、第八十五号、第九十二号、第九十六号(一)、第九十七号、第九十八号、第九十九号(一)、第一百号(四)、第一百一号(三)を除く。)、第一百二号(三)を除く。)、第一百三号、第一百四号(一)から(三)まで、第一百八号から第一百十二号まで、第一百十七号の二、第二十号、第二十一号、第二十三号から第二十六号まで、第二十八号から第三十五号まで又は第三百三十</p>

七号から第四百四十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明（同表第十三号(二)に掲げる登録にあつては、特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第十六条第六号（職権による登録）の規定により特許庁長官が職権とする仮専用実施権の設定の登録に限る。）とする。

七号から第四百四十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明（同表第十三号(二)に掲げる登録にあつては、特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第十六条第八号又は第九号（職権による登録）の規定により特許庁長官が職権とする仮専用実施権又は仮通常実施権の設定の登録に限る。）とする。